

# 「計画の届出」に関する 手 引 き



オフィスキャロット 編

平成 25 年 5 月 1 日

## 1. はじめに

一定の建設物、機械設備等について、次に該当する場合には、事前に計画を労働大臣又は所轄労働基準監督署長に届け出ることを義務づけられ、計画の事前届出制度が設けられています。

- ・ 建設物、機械設備等の設置、移転
- ・ 又はその主要構造部分の変更
- ・ 一定の仕事の開始

目的は、労働者の安全・健康を害するような建設物、機械、生産方法、工法等が採用されていることを行政官庁の事前の審査（検査）によって災害の予防、労働者の保護を行うことにあります。

労働安全衛生法第88条の改正に基づく“計画届の免除認定”により労働安全衛生マネジメントシステムの適切な実施の認定がなされた場合、届出の免除申請が可能になっている。

## 2. 関係法令

労働安全衛生法（安衛法）

第88条 計画の届出

①次の仕事を開始しようとする時は30日前までに届け出る。

- ・ つり足場、張出し足場又は高さ10m以上の構造の足場（組立てから解体までの期間が60日以上のものに限る）
- ・ 高さ及び長さがそれぞれ10m以上の架設通路（組立てから解体までの期間が60日以上のものに限る）
- ・ 支保工の高さが3.5m以上の型わく支保工

②次の仕事を開始しようとする時は14日前までに届け出る。

- ・ 高さが31m以上の建設物または工作物
- ・ 掘削の高さ、又は深さが10m以上の地山の掘削（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立入らないものを除く）

③次の特定機械等を設置又は変更する時は30日前までに届け出る。

- ・ クレーン（つり上げ荷重が3t以上、スタックークレーンでは1t以上のものに限る）
- ・ 移動式クレーン（つり上げ荷重が3t以上のものに限る）
- ・ デリック（つり上げ荷重が2t以上のものに限る）
- ・ エレベーター（積載荷重が1t以上のものに限る）
- ・ 建設用リフト（積載荷重が0.25t未満のものは除く）
- ・ ゴンドラ

### 3. [参考] 届出事項及び様式

(1) この届出は所定の様式の届書に、次の表に示す書面と図面を添えて行わなければならない。

労働安全衛生法第88条第2項(第1項の準用規定)にもとづき計画の届出を必要とする設備のうち建設工事に関係のあるものは、以下の通り。

安衛則別表第7

(安衛則第88条、89条)

設 備	事 項	図 面
型わく支保工(支柱の高さが3.5m以上のものに限り)	1. 打設しようとするコンクリート構造物の概要 2. 構造、材質及び主要寸法 3. 設置期間	組立図及び配置図
架設通路(高さ及び長さがそれぞれ10m以上のものに限り)	1. 設置場所 2. 構造、材質及び主要寸法 3. 設置期間	平面図、側面図及び断面図
足場(吊足場、張出し足場以外の足場にあつては高さが10m以上の構造のものに限り)	1. 設置場所 2. 種類及び用途 3. 構造、材質及び主要寸法	組立図及び配置図

(注意) 1.届出の提出期限……設備の設置工事着手30日前まで。

2.届出の義務者……設備の設置者(元請等)。

3.届出を必要としない設備など

……架設通路、足場(つり足場、張出し足場も含む)で組立から解体まで60日未満のもの。

4.届 出 先……所轄労働基準監督署長

5.様 式……20号

6.届 出 部 数 ……2部

(2) 労働安全衛生法第88条第2項(第1項の準用規定)にもとづき設置、変更の届出を必要とする機械等(安衛則以外の特別規則)

クレーンその他の特定機械や有害業務に関する設備等については、労働安全衛生規則以外の特別規則で設置(又は変更)届出の制度がある。

これについては本書では解説しないで、夫々の規則の条文を示すので参照されたい。

特定機械又は設備	届 出 対 象	条 文
クレーンの設置(変更)	つり上げ荷重3t以上 (スタッカ式は1t以上)	クレーン等安全規則 第5条、第44条(様式2号、12号)
移動式クレーンの変更	つり上げ荷重3t以上	クレーン等安全規則 第85条、様式12号
デリックの設置(変更)	つり上げ荷重2t以上	クレーン等安全規則 第96条、第129条(様式12号、23号)

特定機械又は設備	届出対象	条文
建設工事用エレベーターの設置(変更)	積載荷重1t以上	クレーン等安全規則 第140条、第163条 (様式26号、12号)
建設用リフトの設置(変更)	ガイドレールの高さ 1.8m以上	クレーン等安全規則 第174条、第197条 (様式31号、12号)
ゴンドラの設置(変更)		ゴンドラ安全規則 第10条、第28条(様式10,12号)
労働衛生関係の特別規則に定める設備	有機溶剤設備等 特定化学設備等 放射線装置室等 粉じん作業設備等	有機溶剤中毒予防規則第37条、(様式5号) 特定化学物質等障害予防規則第52条、(様式9号) 電離放射線障害防止規則第61条、(様式3号) 粉じん障害予防規則第28条、(様式3号)

(注意) 1. 届出の提出期限……機械設備の設置等の工事開始30日前まで。

2. 届出の義務者……機械設備を設置変更しようとする事業者

3. 届出先……所轄労働基準監督署長

4. 様式……各特別規則で定める様式

5. 届出部数……2部

◎ ゴンドラを「設置しようとする者」とは、当該ゴンドラが可搬式の場合には、当該ゴンドラを最初に使用しようとする者をいうこと。(昭和44.10.23 基発第706号)

(3) 労働安全衛生法第88条4項にもとづき計画の届出を必要とする建設業の仕事  
(安衛則第90条、91条)

種 別	届出事項及び添付図面
1. 高さ3mをこえる構築物又は工作物(橋梁を除く)の建設、改造、解体、破壊の仕事	1. 周囲の状況、四隣との関係図 2. 建設物等の概要図 3. 工用機械、設備、建設物等の配置図 4. 工法概要を示す書面又は図面 5. 労働災害防止方法および設備の概要を示す書面又は図面 6. 工程表 (7. 圧気工法作業摘要書)
2. 最大支間50m以上の橋梁の建設等	
3. ずい道等(含むたて坑)の建設等	
4. 掘削の高さ、深さが10m以上の地山の掘削	
5. 掘削の高さ、深さが10m以上の土石の採掘掘削	
6. 坑内掘りの土石採取発掘	
7. 圧気工法(高圧則56条)	

- (注意)
1. 届出の提出期限……建設などの仕事を開始する14日前まで。
  2. 届出の義務者……自ら仕事を行う発注者、その者がいないときは元請負人
  3. 届 出 先……所轄労働基準監督署長
  4. 様 式……21号
  5. 届 出 部 数 ……2部